

湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、湖の辺のまち長浜未来ビジョン（以下「未来ビジョン」という。）に基づくまちづくりを推進するため、未来ビジョンに定めるコンセプトに合致する事業を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）及び長浜市市税等の滞納者に対する補助金交付等の制限に関する規則（平成26年長浜市規則第17号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業及び補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる事業は、未来ビジョンに定めるコンセプトのいずれかに合致するまちづくりに関する事業で、地域の現状又は課題分析並びに事業実施の目的及び仮説が明確であり、効果検証が可能である事業とする。ただし、地域独自の恒例行事、イベントその他これらに類するものは、補助対象事業としない。

2 補助金の交付対象となる者は、前項の事業を市内で実施しようとするもので、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 複数の者で構成された事業共同体
- (2) 定款、規約、会則等に、まちづくり活動に関する規定のある法人又は団体

(事業応募書の提出)

第3条 補助対象事業を実施しようとする者は、市長が指定する日までに、事業応募書（様式第1号。以下「応募書」という。）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 応募団体構成員の一覧表
- (2) 事業実施予定場所の位置図
- (3) 事業実施予定場所のレイアウト図

(補助対象事業の選定)

第4条 市長は、応募書の提出があったときは、その内容を長浜クリエイションセンター（未来ビジョンに定めた将来像の実現に向けて取組を進める目的で設置されたものをいう。）において説明し、意見聴取を行った上で、補助金を交付すべきと認めるものを、湖の辺のまち長浜未来ビジョン推進モデル事業（以下「モデル事業」という。）として選定する。この場合において、当該年度の予算の範囲を超える応募書の提出があったときは、新規性又は独自性があり、継続的な取組が期待される事業を優先的に選定するものとする。

2 市長は、前項の規定によりモデル事業を選定したときは、別に定める内定通知書により、選定された者に選定結果を通知するものとする。

3 補助対象者は、前項の内定通知書による通知の日が属する年度内に新たなモデル事業の選定を受けることはできない。

4 補助対象者は、同一のモデル事業を複数回実施することはできない。ただし、当該モデル事業が第2条第1項に規定する効果検証を踏まえて更新されたものと市長が認める

場合は、この限りでない。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費は、モデル事業の実施に要する経費とし、補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内で、50万円を限度とする。

(指導及び助言)

第6条 市長は、応募書を提出した者に対し、当該応募書に記載された事業に関する必要な指導及び助言をすることができる。

(申請書の添付書類)

第7条 規則第4条第1項第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業実施計画書(様式第2号)
- (2) その他市長が定める添付書類  
(実績報告の添付書類)

第8条 規則第14条第1項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業成果報告書(様式第3号)
- (2) その他市長が定める添付書類  
(概算払)

第9条 市長は、概算払の請求があったときは、規則第17条第2項の規定により、概算払により補助金を交付することができる。

(帳簿の保存)

第10条 補助対象者は、事業に関する帳簿及び書類を事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。